

國第一回十八會參議院内閣委員会会

第三十二号

四一七

次に、第九条の改正は、現在第九条が削除されておりますところに、特別地域連絡局の所掌事務を規定したのであります。その第一号及び第二号は、現在北方地域に日本国民が居住しておらないために、また第六号は、南方同胞援護会法の施行に関する規定でありますので、いずれも北方地域に規定の必要がなく、これら各号は現在の南方連絡事務局設置法の規定と全く同一のものであります。第三号に規定する公けの証明に関する文書の作成、第四号に規定する解決をする事項の調査、連絡あつせん、処理、及び第五号に規定する関係行政機関の事務の総合調整及び推進につきましては、北方地域に關しましてもこれらの事務が当然予想せられますので、現在の南方連絡事務局設置法の規定に新たに北方地域を追加したものと同局の所掌事務とした次第でござります。

務所を総理府本府の付属機関といたし
ます。関係上、その内部組織を総理府令
で定めることを追加した点のほかは、
現在の南方連絡事務局設置法第五条の
規定とその内容においてほとんど同様
のものであります。

次に、第十四条の改正は、現在の第
十四条の規定が削除されております
ところに、日本政府南方連絡事務所長
持つてきました。ただ、同
に關する規定を設けたものであります
て、この規定も現在の南方連絡事務局
設置法第六条の規定をそのままここに
持つてきました。ただし、同
事務所が総理府本府の付属機関となりま
す。関係上、現在所長は南方連絡事務
局長の命を受けて所務を掌理すること
になつておりますのを、内閣総理大臣
の命を受けて所務を掌理することに改
めた次第であります。

次に、第十四条の二の規定は、日本
政府南方連絡事務所の職員に俸給、扶
養手当、期末手当、勤勉手当のほか在
勤手当を支給すること、並びにこれら
の支給に必要な規定を置いたものであ
りますが、これも現在の南方連絡事務
局設置法第七条の規定と全く同一のも
のであります。

最後に、付則におきましては、南方
連絡事務局設置法を廢止いたしまする
こと、並びに現在の南方連絡事務局及
び那覇日本政府南方連絡事務所の職員
ことの経過規定を置いたものであります。
以上、簡単でありますが、法律案の
逐条説明を申し上げた次第であります

○委員長(藤田進君) 次に、自治庁設
置法の一部を改正する法律案について
説明を求めます。

○政府委員(佐久間謹君) 自治庁設置
法一部改正の法律案につきまして、逐
条的に御説明申し上げます。

第六条の改正は、長官官房に官房長
を置こうとするための改正でございま
す。自治庁が昭和二十七年に設置され
まして以来、町村合併、地方財政の再
建、新市町村の建設、地方行財政制度
の改正等によりまして、逐年事務が著
しく増加して参りましたことに伴いま
して、所管行政の総合調整を強化す
る、あるいは自治庁の仕事の性質上各
省庁と関連いたしました事項が非常に多
いため、各省庁との連絡、折衝事務に
かかる、あるいは国会との連絡、地方公
共団体との連絡を緊密にいたします等
の必要が増大して参りましたので、こ
れらの活動の円滑化を期しますため
に、官房長を設置しようとするもので
ございます。

第八条の改正は、学識経験者のうち
から任命される参与につきまして任
期を定めようというものです。この任
参与は、自治庁の重要な庁務に關しま
して自治庁長官に意見を申し述べるこ
とを任務といたしまして、地方公共團
体の長及び議会の議長の全国的連合組
織の代表者並びに学識経験者のうちか
ら内閣総理大臣が任命することとなつ
ております。このうち地方公共団体の
長及び議会の議長の全国的連合組織の
代表者のうちから任命されます者は、
その経過規定を置いたものであります。

以上、簡単でありますが、法律案の
逐条説明を申し上げた次第であります

議経験者のうちから任命される者につ
きまして、適当な時期に更新し得る
道を開いておくことが適当であると考
えまして、新たに二年の任期を定める
ことによつたものであります。

次に、第九条の改正であります。
これは現在長官官房の所掌事務となつ
ております地方財政再建に関する事務
等は、実際上財政局と最も密接な関連
を有しております。事実上財政局長が仕事
を見えておるわけであります。この機
会にこれを長官官房から財政局の所掌
事務所へ移して、形式的に責任を明確にしよ
うといふことの改正であります。

第十二条の改正は、それに伴う財政
局の所掌事務の改正並びに字句の整理
であります。第二十四条の二の改正は、財政再
建促進審議会を廃止しようとする
ための改正でございます。財政再建債
権消化促進審議会は、財政再建が始まり
ましたときに、財政再建債の主として
公募債の消化促進に努めますために設
けられた審議会であります。そのための改
正でございます。財政再建債権消化促進
審議会は、財政再建が始まりましたとき
に、財政再建債の主として、新たに設
立しました体育、学校保健及び学校給食に關
する事務をつかさどることといたします。
改正の第二点は、所掌に内部部局と
いたしまして体育局を設置いたしまし
て、体育、学校保健及び学校給食に關
する事務をつかさどることといたします。
第三項は、参考の第一項は、施行期日に關する
付則を終了いたしましたので、廃止をい
たそうとするものであります。

第二項は、参考の任期を定めました
ことに伴います経過規定でございま
す。第三項は、財政再建債消化促進審
議会を廃止いたしますことに関連をいた
しまして、地方財政再建促進特別措置
法の条文を整備するための改正であります。
これまでの経験にかんがみますと、学

○委員長(藤田進君) 次に、文部省設
置法の一部を改正する法律案について
説明を求めます。

○政府委員(齋藤正君) 文部省設置法
の一部を改正する法律案の内容につい
て御説明申し上げます。

これは現在長官官房の所掌事務となつ
ております地方財政再建に関する事務
等は、実際上財政局と最も密接な関連
を有しております。事実上財政局長が仕事
を見えておるわけであります。この機
会にこれを長官官房から財政局の所掌
事務所へ移して、形式的に責任を明確にしよ
うといふことの改正であります。

第十二条の改正は、それに伴う財政
局の所掌事務の改正並びに字句の整理
であります。第二十四条の二の改正は、財政再
建促進審議会を廃止しようとする
ための改正でございます。財政再建債
権消化促進審議会は、財政再建が始まり
ましたときに、財政再建債の主として
公募債の消化促進に努めますために設
けられた審議会であります。そのための改
正でございます。財政再建債権消化促進
審議会は、財政再建が始まりましたとき
に、財政再建債の主として、新たに設
立しました体育、学校保健及び学校給食に關
する事務をつかさどることといたします。
改正の第二点は、所掌に内部部局と
いたしまして体育局を設置いたしまし
て、体育、学校保健及び学校給食に關
する事務をつかさどることといたします。
第三項は、参考の第一項は、施行期日に關する
付則を終了いたしましたので、廃止をい
たそうとするものであります。

第二項は、参考の任期を定めました
ことに伴います経過規定でございま
す。第三項は、財政再建債消化促進審
議会を廃止いたしますことに関連をいた
しまして、地方財政再建促進特別措置
法の条文を整備するための改正であります。
これまでの経験にかんがみますと、学

ございます。なお、掲げてあります事
務につきましては、初等中等教育局そ
の他文部省の現在置かれております各
局の事務の体裁に合せまして、第一号
に総括的に体育、保健、給食等の企
画、あるいは指導等の事務を規定いた
し、二号以下にそれぞれ補助に關する
こと、あるいは基準の設定に關するこ
と等、具体的な事項を規定してござい
ます。

法案の改正の要点は、第一は、大臣
を有しております。事実上財政局長が仕事
を見えておるわけであります。この機
会にこれを長官官房から財政局の所掌
事務所へ移して、形式的に責任を明確にしよ
うといふことの改正であります。

第十二条の改正は、それによつて財政
局の所掌事務の改正並びに字句の整理
であります。第二十四条の二の改正は、財政再
建促進審議会を廃止しようとする
ための改正でございます。財政再建債
権消化促進審議会は、財政再建が始まり
ましたときに、財政再建債の主として
公募債の消化促進に努めますために設
けられた審議会であります。そのための改
正でございます。財政再建債権消化促進
審議会は、財政再建が始まりましたとき
に、財政再建債の主として、新たに設
立しました体育、学校保健及び学校給食に關
する事務をつかさどることといたします。
改正の第二点は、所掌に内部部局と
いたしまして体育局を設置いたしまし
て、体育、学校保健及び学校給食に關
する事務をつかさどることといたします。
第三項は、参考の第一項は、施行期日に關する
付則を終了いたしましたので、廃止をい
たそうとするものであります。

第二項は、参考の任期を定めました
ことに伴います経過規定でございま
す。第三項は、財政再建債消化促進審
議会を廃止いたしますことに関連をいた
しまして、地方財政再建促進特別措置
法の条文を整備するための改正であります。
これまでの経験にかんがみますと、学

以上が改正法案の内容でございま
す。

○委員長(藤田進君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(柴田達夫君) さきに、建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨につきまして、建設大臣から御説明を申し上げました

が、以下、本法律案の補足説明をいたしたいと存じます。

この法律案は、昭和三十三年度における政府の重要施策である道路整備緊急対策、すなわち、新道路整備五力年計画に基く道路整備の推進、道路整備特別会計の設置、一級国道の直轄管理等の道路整備に関する諸事業を円滑に実施して参りますために、建設省の機構を整備しようとするものであります。

まず、政府提出法律案における改正の主要点を申し上げますと、第一に、本省の内部部局である道路局に管理部局に用地位部を新設し、それぞれ道路に関する管理面、建設面に分けて事務を分掌せしめることといたしました。

次に、地方支分部局といしまして、新たに二つの地方建設局を設置することといたしました。現在、地方支分部局といしましては、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州に六つの地方建設局が置かれていますが、これらに加えまして、新たに新潟、石川、富山三県を所管区域とする北陸地方建設局、四国四県を所管区域とする四国地方建設局を設置することいたしたのであります。また、地方建設局の内部組織につきましては、從来庶務、工務、企画、營繕の四部でありますので、これを「公表の日」に改めることで、この際はこれを取りやめることにいたしたのでござります。

関東の両地方建設局には、これらの部のほか、用地部を置くことといたしました。北陸及び四国の二地方建設局には、營繕部を置かないことといたしました。

以上の改正のはか、地理調査所の新庁舎の完成に伴い、その位置を東京都に変更するとともに、地方建設局の所掌事務につきまして、若干の事務の改定を加えることといたしました。

以上が、政府提出法律案の概要でございますが、衆議院におきまして、これに対しまして、行政機構となるべく簡素化する趣旨から、道路局に管理部及び建設部の二部を設置することを取りやめ、次長一人を置くこととするこ

と、並びに東北及び関東の二地方建設局に用地部を新設することを取りやめることの修正が加えられました。

以上をもしまして、建設省設置法の一部を改正する法律案の補足説明を終ります。

○委員長(藤田進君) それでは、次に、文部省設置法、建設省設置法の各改正案、及び総理府設置法改正案、これは施行期日についてのみであります

が、いずれも衆議院において修正が加えられましたので、その修正点について衆議院内閣委員会代表者から説明をお願いいたします。

○衆議院議員(山本正一君) 総理府設置法の一部を改正する法律案に対しても衆議院が修正を加えましたので、その修正の趣旨を申し上げます。

この修正は、政府原案の施行期日が

以上がこの修正の趣旨でございま

す。

この法律案は、昭和三十三年度における法律案に対しまして、衆議院が修正を加えましたので、その修正の趣旨を申上げます。

以上がこの修正の趣旨でございま

す。

第一は、道路局に管理、建設の二部を設けることといたし、次の通り所

を設けることになつておきましたが、これを取りやめて、その局に次長一名を置くことといたしましたが、これは

いすれも取りやめることといたしました。

第二は、東北地方建設局と関東地方建設局とに、それぞれ用地部を新設することになつておりましたが、これは

いすれも取りやめることといたしました。

第三は、本年十二月一日から国立近代美術館の分館として置かれる西洋美術館について、経過的処置だけを掲げた原案を改めまして、この際将来の計画を明らかにすることが適当だと考へ、昭和三十四年度以降は独立した機関とするよう修正したものです。

以上がこの修正の趣旨でございま

す。

第一点は、行政機構簡素化の見地か

ら官房長の新設についてはなお慎重に

検討を加える必要があると考えました

ので、この際はこれを取りやめること

にいたしたのでござります。

この修正は、政府原案の施行期日が

「四月一日」となつておりますので、し

まするから、これを「公表の日」に改め

ます。

次郎氏の所蔵にかかる美術作品の一部

が、フランス政府の好意によりまして、近く日本政府に寄贈されることになりました。この際、行政機構の簡素化のため、どういうわけで管理部、建設部を設けるのですか、その辺の事情

には着手しておりますけれども、そ

の整備充実を行おうとするものでありますから、本年度はとりあえず国立近

代美術館の分館として西洋美術館を置くことが、作品の受け入れその他の点

でも適当であると考えられておりま

す。しかし、施設その他が整備され、

本格的に活動を始める昭和三十四年度

以後になりますと、これを独立した西

洋美術館として設置することが将来的

運営のため適当であり、かつまたフラン

ス政府の特別の御好意にこたえる上

からも望ましい考え方であると思うの

であります。これらの点を考えまし

て、本年十二月一日から国立近代美術

館の分館として置かれる西洋美術館に

ついて、経過的処置だけを掲げた原案

を改めまして、この際将来の計画を明

らかにすることが適当だと考へ、昭和三

十四年度以降は独立した機関とするよ

うに修正したものです。

第三点は、本年「四月一日」施行する

こととしてありますものを、「公表の日」に改めることであります。

それでは、三案につきまして御質疑をお願いいたします。

○田畠金光君 建設省関係で、道路局

に設けられる予定の管理部と建設部をやめて、次長一名で置きかえるという

改定をなされたわけであります

が、まだ政府当局には質問しております

が、このためすでに必要な施設の建設

には着手しておりますけれども、そ

の整備充実を行おうとするものでありますから、本年度はとりあえず国立近

代美術館の分館として西洋美術館を置くことが、作品の受け入れその他の点

でも適当であると考えられておりま

す。しかし、施設その他が整備され、

本格的に活動を始める昭和三十四年度

以後になりますと、これを独立した西

洋美術館として設置することが将来的

運営のため適当であり、かつまたフラン

ス政府の特別の御好意にこたえる上

からも望ましい考え方であると思うの

であります。これらの点を考えまし

て、本年十二月一日から国立近代美術

館の分館として置かれる西洋美術館に

ついて、経過的処置だけを掲げた原案

を改めまして、この際将来の計画を明

らかにすることが適当だと考へ、昭和三

十四年度以降は独立した機関とするよ

うに修正したものです。

第三点は、本年「四月一日」施行する

こととしてありますものを、「公表の日」に改めることであります。

以上がこの修正の趣旨でございま

す。

第一点は、行政機構簡素化の見地か

ら官房長の新設についてはなお慎重に

検討を加える必要があると考えました

ので、この際はこれを取りやめること

にいたしたのでござります。

この修正は、政府原案の施行期日が

「四月一日」となつておりますので、し

まするから、これを「公表の日」に改め

ます。

第一点は、行政機構簡素化の見地か

ら官房長の新設についてはなお慎重に

検討を加える必要があると考えました

ので、この際はこれを取りやめること

にいたしたのでござります。

この修正は、政府原案の施行期日が

「四月一日」となつておりますので、し

まするから、これを「公表の日」に改め

ます。

第一点は、行政機構簡素化の見地か

ををお願いいたします。

○田畠金光君 建設省関係で、道路局

に設けられる予定の管理部と建設部を

やめて、次長一名で置きかえるとい

う改定をなされたわけであります

が、まだ政府当局には質問してあります

が、このためすでに必要な施設の建設

には着手しておりますけれども、そ

の整備充実を行おうとするものでありますから、本年度はとりあえず国立近

代美術館の分館として西洋美術館を置くことが、作品の受け入れその他の点

でも適当であると考えられておりま

す。しかし、施設その他が整備され、

本格的に活動を始める昭和三十四年度

以後になりますと、これを独立した西

洋美術館として設置することが将来的

運営のため適當であり、かつまたフラン

ス政府の特別の御好意にこたえる上

からも望ましい考え方であると思うの

であります。これらの点を考えまし

て、本年十二月一日から国立近代美術

館の分館として置かれる西洋美術館に

ついて、経過的処置だけを掲げた原案

を改めまして、この際将来の計画を明

らかにすることが適當だと考へ、昭和三

十四年度以降は独立した機関とするよ

うに修正したものです。

第三点は、本年「四月一日」施行する

こととしてありますものを、「公表の日」に改めることであります。

以上がこの修正の趣旨でございま

す。

第一点は、行政機構簡素化の見地か

ら官房長の新設についてはなお慎重に

検討を加える必要があると考えました

ので、この際はこれを取りやめること

にいたしたのでござります。

この修正は、政府原案の施行期日が

「四月一日」となつておりますので、し

まするから、これを「公表の日」に改め

ます。

あたり次長一名で勉強していただき、
こういう趣旨でございます。

○田畠金光君 仕事の分量がふえてく
ることも事実であるし、従つて、それ
に応じて機構等について改編を加えな
ければならぬということは認めるが、
来年度の政府の方針として 行政機構

全般の改革等が考慮されておるので、
その節これら問題も総合的に検討し
てみたらどうか、こういう趣旨で今回
はこういう措置をとられた、こう解し
てよろしいわけですか。

○衆議院議員(山本正一君) 御意見の
通りでございます。

○田畠金光君 東北地方建設局、関東
地方建設局に用地部を設ける。私は、
この設ける事情について、理由につい
て、まだ聞いておりませんので、それ
からお尋ねするのが順序であります
が、しかし、いろいろ建設事業を進め
る上において、東京や関東地方には特
に用地の問題が重大な問題になつてお
るので、用地部を特別に設けようとい
うことになつたかと、これはまだ聞い
ておりませんが、推断するわけです
が、それに対しまして、用地部を設置
することを取りやめるという衆議院の
修正は、どういう事情に、またどうい
う判断に基くものか、これも一つあわ
せて伺つておきたいと思います。

○衆議院議員(山本正一君) 前段申し
上げた点で御了承を願いたいと思いま
す。

○田畠金光君 そらしますと、文部省
の官房長設置をやめたのも同様な趣旨
だと、こう解してよろしいわけです
か。

○衆議院議員(山本正一君) 御意見の
通りであります。

○矢嶋三義君

先ほどの説明によりま
すと、明年度行政機構を根本的に検討
するので、そのときまで次長一名でが
まんして、いたゞくようにしていくことな
んですけど、大まかに、どういう行政機
構の根本的検討をされるということを

前提とされているのですか。

○衆議院議員(山本正一君) それは政
府において今準備中のものであります
て、まだ大まかと申しましても、お答
えを申し上げる程度のものには熟して
おりません。

○矢嶋三義君 しかし、あなた方がそ
に当つては、大体その方向といふもの
は質疑の段階で究明して、それを前提
として修正されたことと思ひます。

○衆議院議員(山本正一君) ごもつと
もの点ではございますが、この道路整
備の作業といふものは、御承知のよう
に、まだ実施の段階に入つておりませ
ん。これを本年実施いたしまして実際
上運営して参りますと、果してこのよ
うな機構で十分のものであるか、ある
いはこれらの機構に多少の修正を加え
なければならぬかといふことが、若干
実施した経過において現われて参ると
いうことが考えられますので、それ
で、まだ、明年度の希望しております
行政機構の改革といふもの、政府
が今準備中のものでありますと、それ
らのものを一面においては運営の実
際を見ながら、その全体の計画の中へ
織り込んでいくと、その方が総合的な
整理計画にも非常に便宜であります
通りであります。

うし、まあこの用地部の必要はむろん
認められるわけありますけれども、
本年度さしあたりそれほど拡充された
ものでおやりにならなくても、一名の

次長で何とか勉強してやつていただき
たら間に合うのではないかと、こうい
う趣旨でございます。

○衆議院議員(山本正一君) 次長一名を新たに置く
場合と、原案のように、管理部と建設
部の二部を新設する場合とで、定員並
びに行政面に幾らの差が生しますか。

○衆議院議員(山本正一君) その数字
が、政府委員でもよろしくお答え
ください。

○矢嶋三義君 その答弁を……。

○政府委員(柴田達夫君) お答えを申
し上げます。部長二人をやめまして次
長一人にかえますと、大体同じような
等級のもの二人が一人になるわけでござ
いますから、一人分のその役職の定
員が一員と申しますか、その役職
分のものが要らなくなるわけでありま
す。その人件費関係が節約される、
こういうことになるわけであります。

○矢嶋三義君 これはいすれ審議した
いと思いますが、修正提案者に意見を
伺つておきたいと思うのですが、私
は、この行政機構といふものは、はび
こる夏草のように、じょつちゅう官僚の
手によつてはびこつていく。従つて、
これは適当なときに立法府でチェック
されることが大事だと思うのです。しか
し、これから道路に重点を置いて政策を
推進するという場合には、時を移さず
計画段階のそれに即応する機構を作つ
て、それからの仕事が一応一段落し
たら、また機構をそれに即応するよう

伸縮自在の機構を持つことが私は大事
ではないか。官僚は一応拡大した機構
はみずから縮小しようとした。そこ
に私は、立法府としての良識とするべ
き責任があるんじやないか、こうい
うに原則的に考える。

そういうような立場から考へるなら
ば、この予算の内容等から検討する場
合に、一がいに機構の拡大を取り扱う
わけにいかぬ面が、この管理部と建設
部の設置にはあったのではないか。ま
してや、ただいま言つたように、それに
よるところの人事費並びに行政費の差
異が答弁のようであつたなら、なおの
ことではないか。河川局の次長でござ
いますね。それとこの道路局に次長を
置いているが、その次長を置いた場合
と、管理部と建設部を置いた場合とで
は、私は責任体制等がずいぶん変わ
ると思うのです。だから、まあこ
れをやめるかわりに、二人ふやすとこ
ろを一人の次長だけにという妥協の
姿——妥協だためでしょがね。ど
うもこの筋が了解しかねる点があるわ
けなんですが、そういう議論は修正さ
れるときになされなかつたかどうか。
またそういう点、考慮をめぐらされて
の上の修正なのかどうか、お聞きして
おきたいと思うのです。

○衆議院議員(山本正一君) まあ簡単
に機構を拡大してはいけないといふこと
と、それから必要なものはそれとかか
わらず充実してやらなければならぬ
ということ、これは、衆議院の修正の
際も、全くあなたの御意見と同じ趣旨に
立ちまして、十分これは審議をいたしま
した。それから先ほども申し上げま
したように、何にしても新しい事業で
ござりますから、果して原案のような

機構で実際に運営が万全を期し得られ
るものであるかどうか、少しくこの際
は一つ実施の経過を見させていただき
て、それで次長一名ではどうしても間
に合わぬという事情であるならば、明
年度においてその必要に応しられるよ
うに改めていきたい。この際はとにかく
く、さつきも申し上げましたような趣
旨で、一応次長一名で一つ勉強して善
く処していただきたいといふ趣旨でござ
います。

○衆議院議員(山本正一君) もう一、二点伺いたい
のですが、まあ意見になるといけない
が、私はあまり次長制というのは好か
ないのです。こういうのは能率が上ら
ぬとと思うのです。その意味から、官房
長なんかがやっぱり問題になつていて
いるのです。これは事務次官の次長
が、私は責任体制等がずいぶん変わ
ると思うのです。だから、まあこ
れをやめるかわりに、二人ふやすとこ
ろを一人の次長だけにという妥協の
姿——妥協だためでしょがね。ど
うもこの筋が了解しかねる点があるわ
けなんですが、そういう議論は修正さ
れるときになされなかつたかどうか。
またそういう点、考慮をめぐらされて
の上の修正なのかどうか、お聞きして
おきたいと思うのです。

○衆議院議員(山本正一君) まあ簡単
に機構を拡大してはいけないといふこと
と、それから必要なものはそれとかか
わらず充実してやらなければならぬ
ということ、これは、衆議院の修正の
際も、全くあなたの御意見と同じ趣旨に
立ちまして、十分これは審議をいたしま
した。それから先ほども申し上げま
したように、何にしても新しい事業で
ござりますから、果して原案のような

機構で実際に運営が万全を期し得られ
るものであるかどうか、少しくこの際
は一つ実施の経過を見させていただき
て、それで次長一名ではどうしても間
に合わぬという事情であるならば、明
年度においてその必要に応しられるよ
うに改めていきたい。この際はとにかく
く、さつきも申し上げましたような趣
旨で、一応次長一名で一つ勉強して善
く処していただきたいといふ趣旨でござ
います。

○衆議院議員(山本正一君) もう一、二点伺いたい
のですが、まあ意見になるといけない
が、私はあまり次長制というのは好か
ないのです。こういうのは能率が上ら
ぬとと思うのです。その意味から、官房
長なんかがやっぱり問題になつていて
いるのです。これは事務次官の次長
が、私は責任体制等がずいぶん変わ
ると思うのです。だから、まあこ
れをやめるかわりに、二人ふやすとこ
ろを一人の次長だけにという妥協の
姿——妥協だためでしょがね。ど
うもこの筋が了解しかねる点があるわ
けなんですが、そういう議論は修正さ
れるときになされなかつたかどうか。
またそういう点、考慮をめぐらされて
の上の修正なのかどうか、お聞きして
おきたいと思うのです。

○衆議院議員(山本正一君) まあ簡単
に機構を拡大してはいけないといふこと
と、それから必要なものはそれとかか
わらず充実してやらなければならぬ
ということ、これは、衆議院の修正の
際も、全くあなたの御意見と同じ趣旨に
立ちまして、十分これは審議をいたしま
した。それから先ほども申し上げま
したように、何にしても新しい事業で
ござりますから、果して原案のような

て、既存のものに対しても全面的に再検討する必要があるのではないか、いろいろような意見とか話し合いかなされておるかどうか。私は、事務次官並びに政務次官、それから官房長、それから各省の総務課長ですね、こういう人々の所掌事務と実際の行政の運営の状況については、若干私は意見を持つておるもので。そういう立場から、文部省の官房長を削除して参られたわけでありまして、それについては相当の御見解があつたでしようし、それはとりもなおさず、私は全省庁の官房長にわたつて再検討されるという含みがあるのではないか、こういう推察をするわけですが、自治府の官房長を削除しないで文部省だけ削除してきていたのであるのではないか、その経緯並びに結果を一つお知らせいただきたいと思いま

○衆議院議員(山本正一君) 御意見の

ように、官房長の制度そのもの及び官

房長の職務の運営につきましては、ま

あいろいろな見解がありまして、衆議

院の内閣委員会でそれぞれの検討は加

えました。しかし、これを将来どうする

かという扱い上の問題につきまして

は、まだ内閣部会を代表する意見とし

て申し上げるほどこれが熱しておりま

せんので、ただ相当検討を加えておる

ところに認めました意味は、どうか中央

と地方自治体との連絡は従来以上に緊

密なものにして、できるだけ地方自治

のめんどうを手落ちのないようになって

いただきたい、そういう前提に立つて、

いろいろ機構の運営の実態などを伺つて

いるものであります。内閣部会を代表する意見

から各省の総務課長ですね、こういう人々の所掌事務と実際の行政の運営の状況については、若干私は意見を持つておるもので。そういう立場から、文部省の官房長を削除して参られたわけでありまして、それについては相当の御見解があつたでしようし、それはとりもなおさず、私は全省庁の官房長にわたつて再検討されるという含みがあるのではないか、その経緯並びに結果を一つお知らせいただきたいと思いま

す。

○矢嶋三義君 ちょっとと不明確な点が

あるので、重ねて伺いますが、私は全

省庁にわたる官房長について再検討を

するという前提があつて、文部省だけ

の官房長を落して、自治府の方は、ま

あ昔の内務省みたいなもので、最近中

央地方との関連事項非常に多いし、

それから中央各省官房長の折衝等も多い

ので、特に自治府の官房長は認めたこ

ういうことじゃないかと推察しておつ

たわけなんですが、全省庁にわたる官

房長について再検討するといふような

そういう前提は、第一院の内閣委員会

ではないといふようなお言葉があつたわ

けですね。そういう前提のもとに文部

省だけ落してきたとすれば、そこに文

部省には官房長が必要でないといふ明

確な何か理由があられるだろうと思ひ

たといふ上の問題につきまして

は、まだ内閣部会を代表する意見とし

て申し上げるほどこれが熱しておりま

せんので、ただ相当検討を加えておる

ところに認めました意味は、どうか中央

と地方自治体との連絡は従来以上に緊

密なものにして、できるだけ地方自治

のめんどうを手落ちのないようになって

いただきたい、そういう前提に立つて、

いろいろ機構の運営の実態などを伺つて

いるものであります。内閣部会を代表する意見

として申し上げるほど熱しておらな

いといふことを、私は申し上げたので

あります。従つて、特に各省庁には官

房長をこの際自治庁には設けて、

そうしてその機構上の及ばざるもの

を補いまして、十分に一つ地方自治の育

成強化に努めていただきたいという趣

旨で、これだけは認めることにいたし

たのでござります。

○森中守義君 一、二点、簡単にお尋

ねをいたします。

これは仄聞であるかと思いますが、

衆議院の方でも十三にわたる設置法の

改正案が出てきております。これに対

して、野党はもちろん、与党の内部に

おいても、相当激烈な非難があつたと

聞いております。従つて、会期の当初

においては、小委員会を作つてそこで

十二分に抜本的な機構改革の問題につ

いて検討を加えよう、こういったよう

な意見も出されたと聞いております

が、結果的に衆議院段階における審議

の経過とその結果から判断をいたしま

すと、何とはなしに、そのように根本的

な問題に言及するよりも、部分的

に、せつかく各省が出してきたから、

やむを得ずして格好だけつけてやろ

う、こういったように私どもは、參議

院段階としては衆議院の扱いに対する

印象を持つておる。こういうことが果

して正しい行き方であるかどうかにつ

いては、私は私なりに批判を持つてお

りますが、先刻矢嶋委員に対するお答

えから参りますと、来年度の場合にお

いて抜本的な改革を政府の方で考えて

おる、しかるがゆえに、暫定的なもの

も十分に連絡をとれるようにしてはし

い、これはそれぞれの審議の経過にお

いて機会あるごとに述べております。

政府もそれに対しては善処すると、

態度で臨んでおるのであります。

○森中守義君 もう一点承ります。

さらに、来年度の機構改革に臨む衆

議院の強い意思として、政府にどう

したか、これを明確にしてもらいたい。

というのは、やはりこういう行政機構

の問題になりますと、その主管は私は

必要が将来においてもないというよう

な、そういう積極的な意味でこれを落

したのではありません。

○衆議院議員(山本正一君) 今のお尋

ねに対しまして、内閣委員会の審議の

経過におきましては、あなたの御意見

の通り、行政機構はなるべく膨張させ

ないようなどい原則に立ちまして、

しかし、必要やむを得ざるものについ

ては十分に検討して、これをやむを得

ず認めていくという態度をとつて臨ん

だのであります。従つて、原則的に

は、人員の増を来たすもの、それから

たとえば官房長を置くとか、局を設け

るとか、部を設けるとかいうふうなも

のは、原則的には自重していただこ

う。しかし、実情をよく聞きまして、

どうしてもこれは当面事務を処理して

いく上においては必要欠くべからざる

ものである、いわゆる必要最小限度の

ものは、これは認めていこうという態

度で審議して参つたのであります。

それからなお、政府に対しましては、

いろいろ質問もいたし、要望も伝えて

ござりますが、今申し上げた手軽に機

構を拡大しては困るという点それか

らすみやかにこの総合的な根本的な機

構改革の案をこしらえて、国会の方と

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

れて出されて参つております。しか

れど、御意見のよう、衆議院の内閣委

員会におきましても、行政管理庁が必

要と認められたことが、少し御認定が

して、そういう趣旨のお尋ねは十分に

ござります。

○衆議院議員(山本正一君) むろん、

各法案ごとに行政管理庁の説明とい

うのは伺つております。行政管理庁の

お話を、やはりここに政府原案に出さ

れておるものには必要なるものと認めら

いへは、定員のワクをはずしても、この予算では給与でもつて定員といふ一つのワクが出てくるでしようが、そういう企業官庁を三公社と同じような意味で取扱いをした方が、実際の運営に当つては有利になるのじゃないかとうことで、御検討をいただけるようにお願いして、検討されたと思うのであります。ですが、その結果は、検討の結果はどうなつてゐるか。そうして、今私の主張していることがあなた方了解できないか、できるか、この点を一つお尋ねいたしておきたい。

○政府委員(横原亭君)　ただいま永岡委員のおつしやいました通り、これらの現業におきましては、確かにそういう点が私どももあると存じております。ただし、これを定員よりはずすかどうかということ、定員よりはずすといふ御意見についてはごもつともな立場があるのであります。が、これらについては、公務員制度といふものがはつきり根本的に改正されるときに解決すべきものと考えて私どもはおつたわけであります。また、ただいま永岡委員のおつしやいましたようなことにつきましては、私どもも十分検討いたしておるのでござりますが、まだ、その結論をどうすべきであるかということにつきましては、私どもとしましては、定員の関係からすればこれは結論が出ておらない、こんなふうにお答えする次第であります。

○永岡光治君　そいたしますと、公務員制度の改革と申しませうか、その検討の際に、十分これを考慮の対象に入れて、しかるべき措置をとりたい、こういうよだな考え方であつてよろしくうござります。

○政府委員(楠原寧君) さよなら考えておられます。
○千葉信君 どうも、さつきから聞いていると、行政管理庁の政務次官ともあらうものが、定員法に対する根本の考え方が、どうも明確を欠いておる。あなたは、近く公務員制度を改正する予定だから、従つて、まあその場合の措置をどうするこうするという関係から云々といふ答弁をされておりますが、質問者の聞こころとするところは、そういう点じゃないと思います。もつと掘り下げた、定員法そのものについてどう考えるかという問題だと思います。具体的にいうと、たとえば、現在の一般職の職員の中には常勤労務者だとか、あるいは非常勤職員といふものがある。これはりっぱな一般職の職員です。そういう職員のうち恒常に仕事をしている者、事務そのものがすでに恒常的なものだ。それに勤務している者、しかもその勤務者たるや、その経験においても、あるいはその他の条件においても、他の公務員と変わらない条件を持ち、勤務の態様もほとんどこれと變らない。そういう職員が存在するということは、これは一体どういうことなのか。どういうことなのかな? というのは、それが定員法のワクからはずされて扱われて いるということだが、そもそも珍妙なものじやないか。

事に適合するようやろうといふのを飛び越えて、何でもかんでも行政整理をやらなければならぬ、そういう格好で最初の定員法が制定されたわけです。従つて、そういう無理なことを最初からしなければならぬ、だから最初から定員法でこれだけしばられてしまったのだから、どうにもできない。そこで脱法行為をやつて、定員法の二カ月ごとに更新する云々、あるいは国家公務員の六カ月ごとに更新する職員、日々採用する職員、こういいう脱法行為で、そして定員法内の職員と同じ地位のある仕事をしてきたのが、今日の状態です。ですから、そういう職員のことには、大体非常勤職員のうち、全くの委員だとか、顧問だとか、参与だとか、ないしはまた季節的な雇用をしている職員の場合は別ですが、そぞじやなくて、全く一般職の職員、他の定員内の職員と同じ状態にあるものが、存在するといふこと自体が、私は定員法そのものを無意味にしていると思うのです。

れか、もう全然それを差し越えて、申し上げたような定員内に繰り入れるべき職員を入れないで、初めからはじめ出してやつてきた。この誤ったやり方は、政府の方で、いや、これは国公務員法をどうこうし、改正するから、それまで待てということは、これは政府としてとるべき態度じやないと思う。本来ならば、そういう定員内の職員と同じ仕事をしている職員の場合には、これは政府の責任で全部これを定員内に入れなければならぬ性質のものなんです。行政管理庁の政務次官はそらはお考えになりませんか。

ました中に、同じよしな、それじや業務をやつておるなら、それはもう全部定員化すべきだといふようなお話をございますが、それが、私ども公務員雇つておる以外のものは、全部これは定員の中に入れるべきだという観点を持つ意見もございますし、一方において、そのちぢで業務の内容、その責任の度合いにおきましては、これは言いかえますれば、単純労務の方に類するような方々は、これはむしろ公務員としないで、このワクからははずして、雇用関係の一つのものを作つたらどうかという意見もあるのであります。これららの点の御意見というものがはつきり公務員制度の改正を待つてきましたところで、先ほどから申し上げましたように、この現実に即さないレエジカルな存在というものに、これはすつかりなくすべきものだと私は考えております。

仕事をしておる、もしくは勤続の状態等からいつでも同様と見られる職員が十二万人は存在するのです。又的な存在という言葉がありました、これはまさに又的な存在を政府がしておるわけです。それがその行政管理庁が担当しておる仕事の関係からいっても、こういう状態に対してもっと精密な検討を加えて、仕事の状態はどうなつておるか、人々の能率の限界はどうなつておるか、そん

はつきり測定して、行政管理厅当局としては責任を持ってそういうヌメリ的な存在を解消しなければならない。

員法の数だけはきちんと何人々などといふうに各省庁に厳格にきめても、何にもならない。国民は国家公務員が何へるかのつづりを記す。

人しるがわからぬのです。そんなこと
じゃいけない。それから、この定員法
の改正の機会がいい機会だから、そう
いうヌエ的な存在を全部取つ払つてし
まつて、はつきり定員法の改正を、定
員法があるものによるよりこまへら

意見はござつともな点でございまして、並びに、としひつまく段は内必要があると思うのだが、政府としてはどうですか。

一 併しまして、それらの点を根本的に検討いたしまして、もうすでに検討した部分があるのでございますが、検討いたしまして、そうして全面的にいかにあるべきかということを決定いたしましたところで、根本的な定員の改正をいたしたい、かように考えておるのであります。

今まで國会におきましていろいろ御議論がありましたが、公務員制度といふものがはつきりいつ改正されるといふめどがついておりませんでしたが、政府といたしましては、来年度におきまして必ず公務員制度といふものを改正いたしましてということが、私どももきまつておりますので、その線に従いまして、来年度までにはただいまおつしやいましたよくなことを一つ改正いたしたい。従いまして、来年度まで待つということにつきましては、いろいろ国会の御要望もありますので、今年度におきましてはこの程度の手直しをいたしたい、こういうふうにいたしまして、私どもは定員法の改正をお願いいたしておる次第でござります。

出す、その方針に基いて検討するのなら別です。

公務員制度調査会で検討した、検討員制度についても、そこで検討されたことは私も知っています。しかし、その公務員制度調査会自体が、何回も言うようですが、違法な存在です。民主的な偽装をするために、人事院といふものがありながら、それを全然オミットしておる。勝手にそういう違法な制度を、違法な調査会を、そしてそこで出した結論についても、まあそこまで検討してもらつたからということで、一応格好は政府の方でつけながら、一方ではその実施については今までサボつておる。これからまた一年サボろうとしておる。不当偽装ですよ。しかも、そういう公務員制度の改正ということに藉口して、今日現在、あなたも認めておるような定員法自体がまさに無用な、完全無力な存在になつてしまつて、そういう状態を明確に政府としては何とかしなければならぬ立場に立つておるのに、今回またいなかげんな数字でごまかそらとしている。いいかげんな改正法でごまかそらとしておる。こういうことでは、私は了承できぬですよ。

一体、公務員制度をどう改正するのか。改正すると言つておられますか、どういうふうにその公務員制度の改正の問題と関連があるのか。さつきあなたは、単純労務者云々という言葉を吐かれた。単純労務者といえども、今日は国家公務員であり、一般の職員ですか。今日と法に入れることが、何か単純労務者の関係で公務員制度の改正に支障ありと

いろいろな御意見を、ちょいちょい出されておりますが、一体それはどういう観点からそういう御答弁が出るのか、その点を明確にしてもらいたい。
○政府委員(福原重吾) 先ほどお話をありましした公務員制度調査会の答申は、すでに出ておる。その答申に基きまして、これを参考いたしまして、そして今、調査室の方におきましては作業が行われておるのであります。従いまして、従いまして、たいま千葉委員がお話しになりますように、現行におきましては國が雇つておるもののはもう全部公務員、従いまして、その公務員であるから単純労務者もこれですっかり入れなければならぬという御議論も、これはごもっともなところであります。が、また一面におきまして、先ほど私がお話いたしましたように、単純労務者あるいはこれに類するような近い方は、これは一つ公務員、今行われておりますところの公務員のワークからはずしまして、別の形態において政府と雇用関係をやるべきではないかといふ考え方を持っているものもあります。必ずしもそれが政府の統一した見解ではございませんが、そういう考え方もある。それらの考え方をいろいろ意見がありますから、どうすべきかということを来年までに決定するというのでありますから、従いまして、単純労務者、これに類するものを、今、現下行われているところの公務員制度のようなふうにいたしまして、定員の中に入れねば、あるいは公務員に扱うべきだ、現行法通りやるべきだ、こういうふうなことに決意いたしますれば、これは今この考慮できるものはすっかり定員の中に入れ

るべきでありますし、また別の形態において雇用すべきだというようなことになりますれば、これはまた別の形態において定員といふものを考えなければなりません。かようでござりますので、されど何年も先のことじござりますとば、これは根本的にやるべきでござりますが、もう来年ということにならぬますといふと、それでは今回は結論が出ないままに一応の手直しといふことを、私どもは考えた次第でござります。

○委員長(藤田進君) この際、皆さうに報告いたしますが、午後一時から因縁給法の審議に入ります予定で総理を要請いたしておりますが、どうしてメモ本日は二時半までは出られない。二時半から本会議の関係がなければ一時程度出席するとのことであります。なお一時間でなくて出られるように、出席を今促しております。従つて、二時半まではどうしても、再三の折衝をするが、事務当局を通じましてやつておりますが、無理だとすれば、若干一時からの午後の開会をすらしてもいいのではないか。總理の出席がさよならな事情ですから。従つて、少し午前中御勤強いただければいいんじゃないだろうかと思ひますので、お含みの上で御質疑願いたいと思います。

○矢嶋三義君 質疑者が質疑を続ける前に、特に委員長にお願いいたしたいのですが、この法律は相当な問題がありますから、われわれ長きにわたって研究して参ったわけですが、御承知のとく、与野党でかなりの話し合いも進められております。さらばといって、この審議をしないで通すわけにも参らぬと思うのです。去る雇用をする場合の

ことも予想して、重点だけはただし
おかなくちやならぬ。しかも、これは
衆議院との関係を考えますならば、両
党の話し合いの線に沿つて、本日中
に、できるだけ早い機会に終止符を打
たなくちやならぬ。そういう意味にお
いて、石井長官の出席を一刻も早くお
願いして、そうして先ほど森中委員並
びに千葉委員からポイントをただされ
ましたが、ああいう種類に属する重要
点だけを明確にして、できるだけ早くお
兩党の話し合いの線に沿つてこれが処
理できるよう、委員長において特別に
取り計らつていただきたい。そういう
意味において長官の出席を一刻も早くお
要望していただきたい。

務者と、これに準ずるものといふより
な言葉がありましたけれども、そりや
う職員でも、この際定員に全部入れて
置いて、どういう支障が公務員制度の
改正の場合に起つてくるのか、そりや
う内容を含んだ、何かはつきり支障の
起るような内容を持つた公務員制度の
改正ということをはつきり考えておら
れるのか。そういう点が明確になって
いないと、支障あり、支障ありと言つ
て、今回定員法を改正する際にこんな
数字でこまかす理由にはならないと思
うのです。その点、はつきりお答え願
いたい。

ときは出します。今入れておいてもそのまま、そういうことになれば、そくなつたら出しますよ、ということのお話をたびたび承わっておるのでござりますが、そういうことでござりますといふうと、なかなか御本人には御迷惑だと思いますので、来年のことでございましてから、今日は、だれが見ますから、これはどういうふうに公務員制度が変りましても御迷惑がいかない。だれが見ましても、その職務の内容と責任の度合いにおいて、公務員だと認められるものを、一応暫定的に定義化いたしたわけでございます。

○千葉信君 何か公務員、公務員と言つて、公務員といふものが特別えらそうな印象を与えるようですが、一体公務員から単純労務者の関係その他をはじき出すというのは、どういうことですか。単純労務者の関係は、今度は国家公務員ではなくて別の何かの存在になるわけですか。どうも答弁がはつきりせぬです。どうですか。

○政府委員(柳原亨君) 御承知の通り、公務員制度調査会の答申が、一応ただいま私がお話し申しましたような線が出ておりますので、それを参考にしていたすということになりますと、その線が出るが、あるいはただいまの現行法通りのものが出るか、あるいはほかの程度のものが出るかということについては、まだ未定でございますので、どの線が出ましてもそのとき支障がないという観点のもとに、一応の暫定的措置をいたした、かように私は考えておるのでございます。

○千葉信君 了承できませんけれども、大体ここいらでやめておきます。

○森中守義君 先刻の政務次官のお答
えの中に、どうしても見のがしができな
いことが二つあります。その一つは、
お答えの中に、定員法が存在するとい
うことが正しい國の予算の執行ができる
る、こういうお答えがありました。そ
ういう考え方から参りますと、予算執行
上の定員法であって、いわゆる國家公
務員法の第一条にいう公務員の目的と
は、だいぶ趣きを異にしてきていま
す。しかし、私は、やはり今日の行政
管理庁が扱つておいでになっている定
員法の問題は、ややもすると定員を規
制する、予算規制をやる、こういうこ
とがたてになつてゐる、こういつたよ
うな印象をどうしてもぬぐい去ること
ができません。むしろ私は、過去数年
来におけるこの種の問題のむしろ基本
的な問題は、予算の規制、そうしてまた
定員の規制、こういうところに置かれ
ていて、國の行政機關を國民のために
運営するという目的とは相反する方向
に進んでいると思うのです。ですが、
この点について明快に、先刻の予算規
制という問題、このことをお答えいた
だきたいと思います。

たいということの規制をいたしますといふことは、これを野放しにいたしまして、幾らでも要るだけやれ、それとすることとは、少しくその観点が違うふうに国費を乱費しないために、業務の内容と責任におきまして最もマッチした定数というものをやはり国がきむべきではないか、というふうに考えておるわけであります。

○森中守義君 一面の理由は、確かにそういうことでしよう。しかし、私は、予算ということは、直ちに、国家公務員法の一条の中にもうたつてあるサービスの提供、国民への奉仕、こういうことで予算に具体的に国民の税金というものは還元されなければならぬのです。それで奉仕をする、税金を還元するという形のもとにおける各行政機関の定員というものは、予算上ではってはならぬ。もちろん、各省庁が無制限に予算がとれないから、五倍も十倍も輪をかけて出そうといふそういう不定見なことは、おやりになつていいと思う。ですから、私は国の税金、国の予算、これはくどいようですが、やはり国民に対するサービスあるいは行政機関を通じての公務員の奉仕、こういうことで国民に還元されていくわけですから、この両面を考えていかなければ、ただいまの答弁は成り立たぬと、こう思う。だから、予算の執行、税金の扱いだけが特に中心に置かれて、国民に還元していく面といものが考慮されていない。このかね合ひをどうするか、こういう質問をしておるわけなんです。

○政府委員(柳原寧君) 効率的と申しますのは、この予算面をしづつて、規制して制限するだけじゃございません。今お話しになりますところの、国民に対するサービスというのも最もよく効率的に行われるといふ、総体的な効率ということにお考えを願えれば、私の申し上げた意思がおわかりだと思います。

○森中守義君 端的に言いますと、明らかにこれは、行政管理厅あるいは大蔵省あたりが各年度ごとに予算定員の要求をやる、そういう場合に、定員法をたてにとて絶対不可決な定員を出そとしないといふことを私は主張したいのです。現実にそういうことが行われておる。私はむしろ、もう少し進んで言うならば、建設省何名、文部省、大蔵省何名といふ現行の定員あるいは改正されようとしている定員といふものは、職場の実態、行政機関運営の実態を、何を中心にして出したものかという大きな疑問がある、そこに。おそらく、完全に国民にサービスを提供し、あるいは公務員が奉仕できると、そういう状態がないんじゃないですか。年々歳々、各省と大蔵省、あるいは行政管理厅が中に入つて、激しい予算折衝を行なつておる。そういう際に、常に定員をたてにとて押えておるじゃありませんか。先刻の政務次官の答弁は明らかに公式論であり、明らかに抽象論であります。現実にそういふ予算折衝の過程をつぶさに見て参るならば、どうしても政務次官のお答えは私は了承できません。

それから、そのことについてもう少し具体的に御質問を願いたいと同時に、先刻千葉委員との間にかわされた

答弁の中では、定員外の職員も公務員であります。そしてまた、定員外の職員は職務の内容がそこにある軽いものもあるし、重いものもある、こういうお答えがありました。しかし、行政管理厅の方で全部公務員であると認定をつけるならば——また実際問題としてそちらへおきます。だから、職務の軽重を考えて定員内に繰り入れるという論理は、いささか私は法律の建前を誤まつておると思うのです。つまり、国

がおりました。しかし、行政管理厅の方で全部公務員であると認定をつけることは、業務の内容が非常に違いますから、一律にそういうことはできないのでございまして、やはり今おつしやいましたように、実態に基いてやることでなければならぬということを、なお私どもが再確認をいたした次第であります。

後段のお話のことにつきましては、これも御説の通りでございまして、今、現在行なわれておりますところの定員に組みかえる場合は、定員内の職員に切りかえられていこうという際に、かなればならぬですか。そして定員の軽重についてはこの職階制を適用していくば、問題ないじやありませんか。何がゆえにわざわざ定員外に置かれませんか。その点もあわせて御答弁をいたいただきたい。

○政府委員(柳原寧君) ただいまお話をしになりました前段のことにつきましては、全くその通りでございまして、おいでなることがありますから、たゞ

岸総理が御出席になりましたので、これより総理に対する質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○永岡光治君 岸総理に、まず私から

お伺いをいたしますが、きょうは岸総理は午前中からずっととあっておるのかんとする要点に対する的確な答えがどうなつかしいふうなことは、業務の内容が非常に違いますから、一律にそういうことはできないことは困難であろうと思ふのです。私が実じよと、一律に何名とかいうふうなことは、業務の内容が非常に違いますから、一律にそういうことはできないのです。それをやってみますと、何がゆえにわざわざ定員外に置かれませんか。その点もあわせて御答弁をいたさないか。私たちも、実は少くともうことでなければならぬということを、なお私どもが再確認をいたした次第であります。

おいでなることがありますから、たゞ

お出ません。しかも、前後を通じて一様

に切る必要があります。だから、全部定員内にはおり込んで、入れていて、そして

職務の軽重についてはこの職階制を適

用していくば、問題ないじやありませんか。何がゆえにわざわざ定員外に置かれませんか。その点もあわせて御答

弁をいたさないか。私たちも、実は少くともうことでなければならぬといふ

こととでなければならぬというこ

とでございまして、やはり今おつしや

いましたように、実態に基いてやること

でございまして、やはり今おつしや

いました

う重要な法律案について、総理の見解を一時間前後でたどり、そのことは事実上不可能でありまして、従つて、本日はどういう事情か存じておりませんが、明日でも当然、総理の御出席を本法に関する審議に当つて期待できる。また、出席してもらえるものと考えますが、いかがなものでしようか。

○國務大臣(岸信介君) こちらの御審議の点については、私はできるだけ都合して出ることにいたしております。なお、明日の問題に關しましては、当委員会と私の方の国会対策及び官房長官と時間の打ち合せを願いたいと思います。

○田畠金光君 それで私はお尋ねいたしましたが、この今回の政府の出されましたが、この恩給法改正提案に関連いたしまして、もつとも今回の改正法案は、旧軍人恩給の改正を中心としておりま

すが、それで、旧軍人恩給の増額措置をめぐる恩給法の改正は、今回で政府は一応これを処理済みとして片づけてしまふが、これからこの恩給法については積極的な手を打つ意図はない。こういふ風説等が新聞その他、かつて強く聞えたわけあります。ところが最近になって参りますと、また不均衡のは正、こういう名目のものに、現在の提案されている恩給法を将来さらに再検討を加えていく、内部のいろいろな点の是正措置を講じられる、こういう方針のようにも聞いておるわけあります。それが、そのいずれが政府の考え方であるか、明確にしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 軍人恩給につきましては、私どもは、今回の改正によりまして、一応主要な問題はこれで

解決せられたものと理解いたしております。ただ、恩給処遇上、給与の公平を期するという見地から、なお残され

ておるいろいろな問題について、今後とも十分検討を加えて参るということを、決しておろそかにするという考

えであります。しかししながら、申し上げております。大筋についてでは、これでもって一応解決したものとわれわれは考へて、今回の案を出し

たわけであります。しかしながら、今申しましたように、恩給の問題については、できるだけ給与の公平を期して行かなければならぬわけでありますから、そういう見地から、なお恩給の問題についても検討を加えて参るとい

うことを一切しないのだというようないふた話を申したわけではございません

○田畠金光君 それで具体的になつて、こう申したわけじゃないといふことを申し上げたわけであります。

なお、衆議院の内閣委員会におきまして、委員長の質問に対し、総務長官がお答えをいたしましたのも、今私が申し上げましたよな趣旨においてお答えいたしたわけでございます。

○田畠金光君 それで具体的になつて、こう申したわけではございません

○田畠金光君 総理大臣の御答弁によ

りますと、この衆議院内閣委員長の質問の個々の内容についても、総務長官の答弁通りに、今後、政府は検討を加えますと、この方針だとうわけ

であります。そこでお尋ねいたしましたとき、今回政府は倍率を第一義的に考えて、さ

らにこれにベースアップをやつて両者を調節した、こういう形になつておる

わけであります。私はここでお聞きいたしたいことは、総理大臣は、先ほ

ど内閣委員長の質問を尊重するという

ことをお詫びになつたわけであります

が、倍率の問題については、今回は兵が三十五・五割といふところにとどめ

が三十五・五割といふところにとどめ

ておりますが、さらにこれを四十割に将来持って行こうとか、そういう意味

の倍率は正を考えておられるのかどうか、明確に述べていただきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 私は、この倍率が違うということについては、今、

田畠委員の御指摘のありましたよ

う無理なことをなされたのか、付帯決議であるならば、はつきりいたしま

すが、實質の形で総務長官がこれに

お尋ねいたしましたが、たゞ、一万四千数百人のいわゆる旧文官で割りの理由においても違つておる理由があ

ります。これは、どういうわけでこういふ率で処遇されておる、こういう人

たちを基準に百五十万以上の旧軍人の遣族の処置を、すべてこの倍率の是正

で考へて行くことについては、全形をとられたのか、いろいろ伝えて聞く

が、私は本来の問題だと思うのです。

ところによりますと、付帯決議をつけ

るについては、特に与党内部で、党の幹部と出先の内閣委員の方々、あるいは特に恩給関係の議員の方々と党の首

腦部との意見の衝突等があつて、その妥協としてこういう形をとつたんだ、

こう言われておりますが、どういう事情でこういう珍しい方法をおとりになつたのか、一つ総理大臣から承わつておきたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) これはせっかくの御質問でござりますが、別に内閣総理大臣がこうしてもらいたいという

ことを申したわけではございません

で、衆議院の内閣委員会における審議において、両党的理事その他におきまして、両党的理事その他において、こういうふうな話しあいができる

で、そういう形がとられたわけではございません

におきまして、両党的理事その他におきまして、両党的理事その他において、こういうふうな話しあいができる

で、そういう形がとられたわけではございません

であります。こういうふうなことは、恩給の意味があるというようなことは、恩給の意味があるというようなことは、恩給の意味があるといふことを見たとき、今回の政局の出しました

調査会の大多数の意見としてはなかつたわけであります。こういうふうなことを見て、二三十五・五といふことを見たとき、今回の政局の出しました

調査会の大多数の意見としてはなかつたわけであります。私はその意味

が四十割とか、三十割とかいうて、同じ倍率にしなければならぬということ

じやなしに、もううなずきを同じにし、既得権であるとか、あるいは倍率自体

でも実額そのものが、やはり受給権者の立場からいっても望ましい姿であつて、三十割とか、四十割という倍率自体に絶対の意義を持つとは考えない、こういう立場でいたわけであります。しかし不幸にして、その考え方は他の委員あるいは与党の出身の議員の御意見や、あるいは遺族の方々の意思とは相当に離れているわけです、はずれいるわけです。それで、私はその点は総理は明確に倍率については考慮していない、むしろ今後の給付ベースその他に関連して支給するその実額そのものを考慮する、こういうような御答弁でありますので、その点は了といたします。

次に、この質問の中にもう一つの大事な点がありますが、旧軍人の恩給失権者に対する加算制度の実施の問題であります。これは特に未裁定者と既裁定者との取扱いに非常に不均衡がある、こういうよくなところに問題がなお残つておるわけであります。この点に關しまして、旧軍人としての実在職年に付される加算年は、いわゆる軍人恩給廃止前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者は認められておるにかかわらず、ひとしく戦地に勤務した軍人でありながら、昭和二十一年二月一日以前にその恩給を受ける権利の裁定を受けていない者には、これを認めたとしても、この問題をもう一度取り上げるわけじやございませんが、今御意見にもありますように、その大部分が若年停止にかかる現状にもかんがみまして、将来の問題として、財政状態やあるいは国民感情等も十分問題について十分検討しなければならないが、当然、解決に急を要する問題があるわけで、この点は恩給調査会の意見書といたしましては、いずれこの該当者ほとんど八割近くが四十五才以下の、完全に恩給の適用があつたに

しても、ストップされる方々でありますので、そういう趣旨でうたわれておられます、問題は七十五万の数に上ります。これをかりに加算制度を認めるといったと、一万二千円ベースでやつて行きますならば、百十六億の予算が必要になつてくるわけです。一万五千円ベース引き直しますと、百三千七億に上るわけですが、総理の先ほどの御答弁によりますと、この質問は尊重すると、こういふ御答弁であったわけですが、まあ百三十億から百五十億が、加算制度だけでも新しい財源を必要とするわけですから、いか実施しないのか、明確にお答え願いたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) この加算制度につきましては、これが不均衡になつております。

○國務大臣(岸信介君) お尋ねしたいわけですが、たとえば今

お尋ねしたいわけですが、たとえば今

の恩給法で増額をして行きますと、大

体、昭和三十六年がピーク時になる

と、こう考えるわけです。この恩給の

ピーク時前後を考えて、一体、財政的

にこれをはかつて、これをやろうとい

うお考えであるのか、あるいは国民感

情といふお話をあります、これは国

民感情から申しますと、私はもうそろ

いうよくなところに手を伸ばすべきで

はない、こういう国民感情であろうと

見るわけです。と申しますのは、後ほども触れます、国民全般の年金制度

の問題等が出て参りまするし、そろ

なつてきますと、国民感情の面から申

しますならば、これはなかなかできな

い問題だと思うのです。しかし財政面

の顧慮から申しますならば、今の恩給

は、あるピーク時以降はまた下降して

項症でありますと十七万一千円といふものに据え置かれた。この傷病恩給の十七万一千円を基準として上下にこらへ展開されておりますが、一体これで妥当な額であろうかどうか。一項症と申しますと、両手両足のない人方などです。たとえば兵隊の例をとりますと、この増加恩給に普通恩給を加え、今回新しく設けられた介護手当を入れますと二十二万五千円、こういふ額です。ところが、元大尉の遺族の扶助料は二十万五千七百円であるわけであります。これはこういう上の階級の人方の生活の実情といふものと、両手がなくなり、両足がなくなつた、もはや全く脱落者だ、こういう傷病恩給の一項症の人が、いろいろなものを入れても、それと相前後した恩給しかもらえない。一体これで均衡を得ているといふ判断で政府はこの増加恩給の処理をここで抑えられたのかどうか。この点について一般の方は、今回の増額措置において、この傷病恩給といふものは非常にこれは犠牲になつた、こう批判を加えているわけであります。この点に関しまして政府はどういう見解をお持ちであるか。

○田畠金光君 総務長官からの御答弁は、また別の機会に、しばしばこれはありますので、総理大臣に一つ私は御見解をお尋ねしておるわけであります。うちで、私のお尋ねいたしました趣旨はおわかりになつたと思いますが、たとえば今回の措置によりまして、昭和三十六年度、これは平年度でありますが、一千二百萬増額になるわけです。うちで、旧軍人の公務扶助料は三百三十二億四千九百万の増、人員は百四十万六千三百二十名ですが、この旧軍人の傷病恩給は二十一億三千五百万、人員十三万百七十八人、こういうことになります。政府部内、あるいは与党内部の動きを見て、とにかく予算の総額から見ましても、またこの割り振りをきめるまでの見ましても、結局、一番力の弱いと申しますか、声が小さいと申しますか、この傷病恩給には、これは相当このしない事実であるわけで、われわれとしては、この扶助料の問題と傷寄せが行つておることは、まぎれもない事実であるわけで、われわれといふことは、まさに重視をしておりますが、特にこの傷病恩給には、当初申し上げましたように、從来三回のベースアップのときに据え置かれている、非常に低く据え置かれている。こういうことを見ましたときに、どうあるべきかで一項症十七万一千円、こういうことに据え置いて、そうしてそれから転換したのか。これについては政府としては、これで妥当な傷病恩給があるというお考え方でおられるのか。あるいはこれについては、もう少しのしわ寄せについては是正措置を講ずべきというお考えであるのか。これを承りておきたいと思います。

○政府委員(今松治郎君) ただいま總理がお答えになります前に、その基礎の数字の算出の理由を申し上げたいと思います。二十八年の法律百五十五号の制定されましたときに、傷病の仮定俸給は、御承知のように六万六百円でございました。その六万六百円の仮定俸給の際に、第一項症の方の増加恩給が十一万六千円ございました。今回も恩給査定につきまして、仮定俸給が六万六百円から九万円に増額をいたしました。六万六百円から九万円にいたしますといふと、これが一・四八倍の仮定俸給の増になつておりますので、十一万六千円に一・四八を掛けまして基礎の数字が十七万一千円、こういうふうに出たわけござります。先ほど田畠委員も申されましたように、六万六百円から三十年の改正のときに普通の恩給の増額は七万九千八百円になつておりますし、これは私、当時の事情を聞いてみますといふと、普通恩給が併給されておりますので、普通恩給は六万六百円から七万九千八百円に増額しておりますから、この一方の増額が併給の方としては、その方で増額になつてゐるから見送つたと、こういふように承知をいたしております。その結果、その当時の昔の軍人恩給時代の、二十八年の法律百五十五号のときには復活でなくして、新しくできたと、こういふ當時の事情から、これを私どもとしては数字の基礎としたわけでございました。

○田畠金光君 時間の関係がありましても、いろいろな内容についてお尋ねいたしましたが、もちろん検討すべき問題であると、かように考えております。
ありますと、何か傷病者の力が弱いために、そのところへしわ寄せが来たというふうに結論をお出しになつてはいるようですが、私はそういうことがありますではなくらぬという考え方で、むしろ當時の事情から申しますと、非常に大きな圧力団体の力をもつて何するといふようなことについては、自分は絶対に反対だ、そうでなしに、これは公正にきめなければならぬというつもりで、実は私自身が最後に裁定をいたしましたよなことについては、さらにはその施行の実績等を見て行かなければならぬ妥当な額がここに定まっておるものだと実は考えておるのでありますが、施行した上におきまして、さらにその施行の実績等も見て行かなければならぬことでありますから、絶対に、もうこれですべてのものが、先ほど申しましたように解決したということじゃなしに、大筋は解決したけれども、中において非常な不均衡があつたり、あるいは現実の支給の面において、いろいろの支障を生じておるといふようなことがござりますならば、これらを検討しこれらに対して公平な支給をするようになりますと、何か傷病者の力が弱いために、そのところへしわ寄せが来たといふふうに結論をお出しになつてはいるようですが、私はそういうこと

一つ一つだけ簡単にお尋ねいたしますが、もう一つここに元満州國等外國政府職員の通算実施、この問題があるわけですが、この点は、岸総理はかつて忘れましたが、偉い大臣をやっておられたわけで、よく御存じだと考えるわけですが、現在、満州で任用され、日本の公務員となつておる者が一万五千名程度いるかと思つております。資料をちよつと持ち合せておりませんが、とにかくあの戦争中、岸総理のように、日本の公務員であつて、役人であつて満州国に行かれ、満州国で何年か勤められて日本に帰つてこれらの方はもぢろん通算されておりません。また、内地で働いていて向うの役人を行かれたが、向うでおやめになつた。前後を通算すれば当然恩給の年限に達しておられるが、この人方に対しても何の措置もほどこされていない。たまたま衆議院の内閣委員会では、この問題も再検討を加えるべしと、こういうふうな明確な態度を打ち出し、総務長官が内閣を代表して、善処する、こういうふうな御答弁がありまして、恩給調査会等においても、この問題についていろいろな角度から検討を加えて、遺憾ながら結論までは至つていなかつて、しかし当時のこの満州國を中心とするあの大陸の地域におりました日系官吏の実際の仕事の内容を見ると、総理自身がよく経験されて御存じのよう、日本の官吏と全く同様な指揮命令系統のもとに、また内地の

大陸政策の一環という方針をもつてやつてきているわけです。この点に関しては、ここで内閣委員会で質問の形で出でておりますが、総理の見解を承りたおきたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 元満州國その

他大陸において、当時のその國の官吏として勤めておつて日本に帰つて来た者についての扱いにつきましては、今、田畠委員の御指摘になつたような非常な不均衡があるのは現実でございま

す。これを何らかの形において是正すべきものであるといふお話を、この恩

給の問題を解決する際にいろいろと論

議もされたのでござります。その他の

あげられておる事項のうちには、やは

り恩給問題を解決するときに論議され

るわけです。この問題については、や

はりいろいろな広い角度から、学識経

験者等の意見等を聞いて十分これは検

討すべきであるし、また、国民世論に

も耳を傾けて処理を進めるべきだと、

こう考えるわけであります。

も、たとえば兵隊の扶助料は、今度

相当増額になつたと言いましても、五

万三千二百円でありますけれども、実際

扶助料は二十万五千七百円、階級差は

なくした、上に薄く下に厚くしたと、

こう言われておりますけれども、実際

はこういう実情にあるわけで、こうい

うような問題等については、十分一つ

政府におかれても慎重な検討を加えら

れるよう強く要望申し上げまして、本

日のところは一つこの辺で私の質問は

いとこころに主眼を置いて解決をいた

しましたがゆえに、そういうものが漏

れています。そういうものにつきま

しては、今後その不均衡の是正に必要

な検討を加えて、妥当な解決策を見出

して、これを実現するようにいたしました

いと考えております。

○田畠光君 また私は明日の総理の

出席を求めて質問を継続したいと考え

るわけですが、いずれにいたしまして

も、この幾つかの項目を完全に実行し

よろとすれば、おそらく新しい二百

億前後の財源が必要になりますか

と、私はこり見るわけで、そこでこの

問題についても、先ほど申し上げましたように、私は傷病恩給の問題を見直すべきであるし、また、国民世論に考慮すべきであるが、いすれも耳を傾けて処理を進めるべきだと、こう考えるわけであります。

も、たとえば兵隊の扶助料は、今度

相当増額になつたと言いましても、五

万三千二百円でありますけれども、実際

扶助料は二十万五千七百円、階級差は

なくした、上に薄く下に厚くしたと、

こう言われておりますけれども、実際

満州に満二十年ほどおりましたので、やはりいろいろな広い角度から、學識経験者等の意見等を聞いて十分これは検討すべきであるし、また、国民世論に考慮すべきであるが、いすれも耳を傾けて処理を進めるべきだと、こう考えるわけであります。

そうだとすると、元満鉄社員も当然に

国家公務員とみなすべきであると、こ

ういうふうに考えるのであります。

そういうふうに考えておるわけです。

そなだとすると、元満鉄社員も当然に

国家公務員とみなすべきであると、こ

ういうふうに考えるのであります。

そういうふうに考えておるわけです。

満鉄の特殊使命とか、立場についてはよく理解しておるつもりです。そなだ

置としては軍属としてみなされてお

る。ここにも矛盾があると思うので

あります。この点はなかなか今の御答弁では

納得できないと思ひます。この点を

はつきりしていただきたいと思ひま

す。

○國務大臣(岸信介君) 今申しました

満鉄の使命、またその意義といふもの

は、単純な一つの私営会社、営利的私

営会社と見ることは適当でない部面は

たくさんあつたことは、伊藤委員の御

指摘のように私もそう思ひます。しか

し満鉄自身は、やはり一つの株式会社

でございまして、あの戦前におきまし

ては、程度は多少の差はありますが、

同様なような、いわゆる大きな意味に

おいて国策会社と称せられるようなも

のの職員は、多かれ少なかれ同様な、今

日々言う單純なる営利会社と違つた立

場において、いろいろな業務を遂行し

た面があると思いますが、これらを直

ちに、それだからと言つて国家機構の

一つであり、従つてそれに従事した者

は公務員であると、こうすることは、

私としてはまだそこまでの考え方を持

っております。

○伊藤顯道君 特にここで考慮しなけ

る者戦没者遺族等援護法、これを適用す

るお考えがあるかないか、まずこの点

をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 政府といたし

て、これに對するいろいろな給与のこ

とを考えるという考えは現在のところ

持つております。

○伊藤顯道君 特にここで考慮しなけ

る者戦没者遺族等援護法、これを適用す

るお考えがあるかないか、まずこの点

をお伺いしたいと思います。

は手足を失つた、そういう場合で、この場合は、御承知のように終戦前の措置としては軍属としてみなされておる。ここにも矛盾があると思うのであります。この点はなかなか今の御答弁では納得できないと思ひます。この点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 今申しました

満鉄社員を全部国家公

務員とみなして、そうして、かかるべ

き待遇を直ちにしてもらいたい、こう

いことは非常に不可能なことでもあ

るし、非常に困難なことでもあるう

と考へて、戦傷病によつて倒れたとい

うような者の遺族につきましては、い

ておるようになんに承つておられます。な

るを無視して、全然何らの待遇もなさ

れていない。これはまさに不盾きわ

どのことと思ひます。この点どう

おもに、終戦後に至つては、こういう前例

をも無視して、全然何らの待遇もなさ

れていない。これはまさに不盾きわ

どのことと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 従来この満鉄

によって、戦闘に對しては遺族援護法に

おいて軍属に準じた取扱いをして参つ

ておるようになんに取扱いをしておられ

ます。なほ、終戦後は、事務局からお答えをさせますが、そういう

おいて軍属に準じた取扱いをして参つ

ておるようになんに取扱いをしておられ

る。ここにも矛盾があると思うのであります。この点はなかなか今の御答弁では納得できないと思ひます。この点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 今申しました

満鉄の特殊使命とか、立場としては

軍属としてみなしめておるつもりです。

この点はなかなか今の御答弁では納得できません。この点をはつきりしていただきたいと思ひます。

○伊藤顯道君 先ほど申した

ように、この扱いの現実を私はつきり

とここでつかんでおりませんので、大

き誤解を防ぐために、この点をはつきり

しておきたいと思ひます。

○伊藤顯道君 重ねてお伺いします

が、今申し上げたように、戦前、終戦

以前においては軍属として待遇を受けて

おるわけです。ところが終戦後の措置

としては何ら措置を受けていない。た

めに、実際の給与等においても差があり、

その他の扱いにおいても差があると

思ひます。その点をはつきりしておき

たいと思ひます。

○國務大臣(岸信介君) 先ほど申した

ように、この扱いの現実を私はつきり

とここでつかんでおりませんので、大

き誤解を防ぐために、この点をはつきり

しておきたいと思ひます。

○伊藤顯道君 重ねてお伺いします

が、今申し上げたように、戦前、終戦

以前においては軍属として待遇を受けて

おるわけです。ところが終戦後の措置

としては何ら措置を受けていない。た

めに、実際の給与等においても差があり、

その他の扱いにおいても差があると

思ひます。その点をはつきりしておき

たいと思ひます。

○伊藤顯道君　時間の関係で、最後に
一点だけ重ねてお伺いしますが、繰り返し申し上げておるよう、軍の命令として第一線で、あるいは戦死、あるいは手足を失つた、そういう方々に対しても終戦前は軍属としてみなして、終戦後何らの措置も講じない。わざかに戦争に参加した者だけに対して援護法による準軍属という差別をしておる。これは総理といえども、その矛盾は御確認になると思うのです。その点はいかがであるかという点と、そうであると
○伊藤顯道君　遺族援護法による軍属としての身分を持つていた人は、これは問題ないと思いますが、そうでなくして、ただ戦闘参加者として、その身分を持つておらずに、現実にそういう事態に会つた人を準軍属として、今のよほな遺族援護法の適用を受けておるのであります。それが、その取扱いの内容の差であるとか、あるいは実態であるとか、ものにつきましては、なお十分一つ検討をいたしまして善処したいと思います。
○伊藤顯道君　死ぬ前に軍属としての身分を持つていた人は、これ
は問題ないと思いますが、そうでなくして、ただ戦闘参加者として、その身分を持つておらずに、現実にそういう事態に会つた人を準軍属として、今のよほな遺族援護法の適用を受けておるのであります。それが、その取扱いの内容の差であるとか、あるいは実態であるとか、ものにつきましては、なお十分一つ検討をいたしまして善処したいと思います。
○伊藤顯道君　死ぬ前に軍属としての身分を持つていた人は、これ
は問題ないと思いますが、そうでなくして、ただ戦闘参加者として、その身分を持つておらずに、現実にそういう事態に会つた人を準軍属として、今のよほな遺族援護法の適用を受けておるのであります。それが、その取扱いの内容の差であるとか、あるいは実態であるとか、ものにつきましては、なお十分一つ検討をいたしまして善処したいと思います。

際は正するものが当然の措置ではなかろうかと思うわけです。その二点について最後にお伺いしたい。

○國務大臣(岸信介君) 今私が申し上げましたように、そういう扱いになつてゐると均衡を失していると私も考えます。ただ、戦前の何が軍属として扱いを受けているという実情が私によくわかりませんけれども、才で軍属といふことは單にそういう軍属といふ身分ではなくとも、そういう命令等によりまして戦争に参加し、そういうような態態を生じた者が当然軍属として扱われておるのですから、この辺のことを十分に検討いたしまして、そういうことであれば、同じような事情の者が戦前と戦後で扱いが違ふとすれば、これは確かに不均衡でござりますから、それを是正することに努めなければならぬことは言ひ待ちませんが、その前提の事実といふものをもう少しよく専門的に調べまして、そうして、実質的に同じような立場にある人については同じような待遇をすることが当然であると思いますから、そこらの問題に不公平があれば、これを是正することにいたしたいと思います。

○伊藤顯道君 ただいまの点ですが、終戦前に軍属として待遇を受けたといふことは、そのときすでに軍属の身分があつたかどうかといふ、その点がまだいまいだとおっしゃるのですが、この点ははつきりしていると思うのですが、満鉄等の職員については軍属の身分がないのです。にもかかわらず、軍の命令で、第一線で戦死または手足を

は、これを軍属として戦死の取扱いを受けたと、そういうことだと思うわけです。なお、この点については総理矛盾を指摘しておられるわけですから、早急に御検討いただいて、不公平のないように、片手落ちのないような措置をしていただきたいということを最後に強くお願い申し上げて私の質問を終ります。

○矢嶋三義君 この法案は非常に大きい法案であります、時間の関係上、大まかなところを承わって、岸総理のお考え並びに岸内閣の政策を再確認いたしたいと思いますから、その立場で明確にお答え願います。

まず第一点は、国民年金制度と国民皆保険のこの二本の柱を中心軸に社会保障政策を今後推進していくことの確認と、しからば、この年金並びに皆保険はいつから着手して、いつごろ一応形が整うという日途のもとにやあんとしておるかという点をお答え願います。

○国務大臣(岸信介君) お話をのように、私は社会保障制度の二つの大きな柱として国民皆保険と国民年金の問題を考えております。そうして国民皆保険の問題につきましては、すでに昨年度からこれが実施に着手しておりますので、五六年計画でこれを実現するという考え方であります。なお、国民年金の問題につきましては、すでに昨年度審議会に諮問をいたしておりまして、遠からずその答申を得ると思いますが、その答申を中心として、これが実現を期して参りたいと思いますが、私としては、何とかして三十四年度からこれが実現に向つて着手をいたしました

○矢巻三義君 国家公務員、地方公務員を通じて年金制度を確立すると、その場合には身分をなくする方向をとる。そして従来の恩給制度というものは解消すると、年金制度に切りかえられる。しかもその際に既得権並びに期待権は確保する。この方針であるということ、そのときににおける退職年金制度と国民年金との関係をどういうふうにお考えになつておられるか、お答え願います。

○國務大臣（岸信介君） 今の恩給制度、さらにこれを公務員について退職年金の制度に移行すべきであるといふ議論は、これはよほど私は強い、またこれに耳を傾けなければならぬ議論であると思います。ただ、今回におきましては、この五現業を中心としてのものにつきましては、退職年金制度に切りかえたものを出しております。一般公務員についての問題については、実はその場合において退職年金の制度を立てる場合におきましても、組合管掌にかかる、政府管掌にするかといふ一つの根本的な問題がござります。言うまでもなく、これは恩給にいたしましても、公務員の退職年金の問題にいたしましても、やはりこれは公務員として、特別の一つの使用関係において、國または地方公共団体に対して忠実の義務を相当多年にわたつて尽した人に対して、國または地方公共団体において、その使用に基く一つの年金を、病気になつたとか、あるいは死亡したとか、老年になつたとかいふような場合において、年金を給与するという関係を頭に置かなければならぬ問題であります。

ありますから、他の一般国民を対象とし、そういう国または地方公共団体と特別の関係のない国民一般を対象としている国民年金の考え方との間に、ある相違があることはこれは当然あります。しかし、両者の間に適當な調整をとらなければならぬこと、また言うを待ちませんから、これらの制度を立てる場合におきましては、十分に一つ国民年金の制度を調整をとつて実現して行くようにいたしたいと思います。

○矢嶋三義君 本法律案は、長きにわたるわが日本社会党の意向を相当取り入れられておる面があります。また、本日の総理の答弁の中にも進歩的な発言も含まれております。その点は私は了といたします。しかし、他面、若干私と意見の食い違う点があるわけですが、討論でないのでありますから、お伺いだけして参ります。

次に伺いたい点は、今後のこの退職年金制度にいたしましても、あるいは恩給にいたしましても、階級差とか、身分差ですね、こういふのはなくしていくと、そして先ほどもあなたがちょっとと進歩的な発言をされておつたのでありますから、幾ら給与されるかという金額が問題であると、それが結局その国民の生活力とも関連を持つて参るわけでありまして、方向としては、そういう方向をとるべきである。そして退職年金にいたしましても、あるいは恩給にいたしましても、いろいろのものの併給といふものは、原則としてはやめるべきであって、二つ、三つの該当があれば、そのいずれか一番条件のいいのを一人の人は受け、一人の人が二つも三つも併給され

るといふような制度といふものは、今後は正されるべきであると、かように国民同一に考えなきやならぬことは、私は考えますが、岸総理の見解はいかがですか。

○國務大臣(岸信介君) この国民年金の制度を立てる場合において、これは国民同一に考えなきやならぬことは、これは言ふべきであると、かように思つておられた俸給といふもの、これはその度を設ける場合に、階級差といふ言葉は大へん強く何かを指示するように思つていますが、やめたときのその人の取つておられた俸給といふもの、これはその人が多年勤めたその勤めに対する一つの何として見ておるわけでありますから、そのものを全然無視して同一にするということが適當であるか、それがある程度基礎に置かなきやならぬかといふことにつきましては、私はやはりこれはある程度基礎に置くべきが適当じゃないか、こういう意味において、退職年金といふものを作り定めるというわけにはいかぬと思つております。しかし、必要なことは、その最低額を受ける人が、その当時の國の經濟事情その他から見て、少くとも最底限の生活が保障されるというようならぬと、こういうふうに私は考えております。

○矢嶋三義君 倍率の問題であります。兵を三五・五、伍長三一・七と、逐次戦前の率に直しました。そうして受けた金額を五万三千二百円から大体その近似の数字にしたと、こういう点は、この数自体にはわが日本社会党として不満な点があるわけであります。が、やり方としては正しいと思う。しかし問題は、これをすつと見て参り

ますと、少尉のところまでくらいは体数字が似ている。ところがあと、少尉のところを飛躍し、特に中将、大將が行つて大飛躍をしているわけです。こういう点は私は問題があると思うのです。で、戦争に勝つても負けても大將、中將はいいことをすると、そも大將、中將はいいことをすると、そういうことはないと思うのですね。最近、衆議院の付帯決議を見ると、金鷄勲章に対して、さらに特別の手当をするということですがね。私は戦争勝つても負けても、大將、中將は、これは戦争をやつた一番の責任者だと思つてます。何と書つたって戦争指導をしていった人ですかね。それがそのままの手當をするということですね。私は戦争勝つても負けても、大將、中將は、これは戦争をやつた一番の責任者だと思つてます。何と書つたって戦争指導をしていった人ですかね。それがそのままの手當をするということですね。私は

産業家はもうけております。これが再軍備が強化すると、さらにもうける。

戦争になるというと、軍需産業家は、それに連なる資本家は非常にもうけるわけですね。戦争に負けた場合には、今度は賠償の形でもうけていく。御承知のことく、日本の賠償額は數千億に達しておるわけですが、それで數力年間でわたくち払つて行くわけですが、戦争に負けて賠償になると、それでもまあ軍需産業家、それに連なる資本家がもうける。そして、うごめくといふようなことは嚴に是正しなければならない。従つて、こういう法の改正に当つても、また賠償の施行に当つても、いろいろ点は、施政者として十分改正しなければならぬ、かよろに考え、總理に要望するわけであります。が、御所見いかがでござりますか。

○國務大臣(岸信介君) 今回の改正においては、実は将官はこれを動かさない。ただ、既得権を奪うわけにも參りませんから、從来そういう類になつておるのを据え置いたわけでござります。しかし、下の方となるべく上げて行くことにおきまして、從来あつたところの階級差による支給額の相違について、特に政府がこれを注意すべき点についての御了承願いたいと思います。

○矢嶋三義君 数字が出てお氣の毒であります。が、常識人岸個人として、一つ御見解を承わりたいと思うのですが、一つテスト・ケースに佐官の場合をとりますと、この普通恩給の金額ですね、生存者における金額、それと遺族の恩給の公務扶助料とを比較しますと、金額がとんとんになっておるのであります。これは見方によつて、生き残っただけもつけだといふ見方もありますよね。これは見方によつて、生き残ったうけれども、死んだ人は帰つてこないので非常に氣の毒だといふこともあります。ましょが、この数字のとんとんになつておるのは、見方によつていろいろ問題があると思うのです。これは深刻に總理はお考えになつた上で御裁断下されたのですか、御所見を伺います。

○國務大臣(岸信介君) 実は私はこまかく数字に、はなはだ何であります。が、当つて私もおらないところもござります。率直に申し上げまして。ただ、軍人恩給を変えるについて、將官は据え置く、また、佐官の方においては、これも上げることをうんと押えるいます。私は今あげたこういふ要素から綜合して考えた場合に、衆議院の委員会における委員長の質問に対し、総務長官が的的な答弁をされております。そこで、私は今あげたこういふ要素から綜合して考えた場合に、衆議院の委員会におきましては、少尉のところまでくらいは

ます。それで終りとなる。検討するといふ中で、私は數字的に入れ得ないのではないか。そういうふうに私は計算するわけです。ちょうど選挙前ですから、落選したから、最後の質問ですから、落選しないようにメモしておいて、お答えください。しかし、下の方となるべく上げて行くことにおきまして、從来あつたところの階級差による支給額の相違について、特に政府がこれを注意すべき点についての御了承願いたいと思います。

○矢嶋三義君 委員長から注意がありましたが、常識人岸個人として、一つ御見解を承わりたいと思うのですが、時間がありますが、常識人岸個人として、一年一答でやります。これはアーリカとの協定のものであります。それから從来毎年、よく聞いて下さいよ。從来毎年、防衛廳予算は二百億円ずつ増加してきております。約で一千九百四十億円を以て行つておられるが、それから先ほど国民年金と皆保険について、施行時期を含めてお答えいたしましたが、これからの所要金額等、いかように考えておられるか、こういうことを勘案いたしますと、先ほど田畠委員に、軍人恩給の問題については、大筋ではこれで大体終ると考えておる。しかし、個々の問題についてはいろいろとお答えになつて、そして田畠委員のあるいは加算制度、あるいは倍率の問題等々の問題については、いろいろとお答えになつて、そこで田畠委員のあるいは

○國務大臣(岸信介君) 実は私はこまかく数字に、はなはだ何であります。が、当つて私もおらないところもござります。率直に申し上げまして。ただ、軍人恩給を変えるについて、將官は据え置く、また、佐官の方においては、これも上げることをうんと押えるいます。私は今あげたこういふ要素から綜合して考えた場合に、衆議院の委員会における委員長の質問に対し、総務長官が答えた内容は、總理の言う大筋の中に大部分入れておられるのではないのかと

ませんから、從来そういう類になつておるのを据え置いたわけでござります。しかし、下の方となるべく上げて行くことにおきまして、從来あつたところの階級差による支給額の相違について、特に政府がこれを注意すべき点についての御了承願いたいと思います。

○矢嶋三義君 委員長から注意がありましたから、最後の質問ですから、落選しないようにメモしておいて、お答えください。しかし、下の方となるべく上げて行くことにおきまして、從来あつたところの階級差による支給額の相違について、特に政府がこれを注意すべき点についての御了承願いたいと思います。

○國務大臣(岸信介君) 経済の成長率につきましては、実は私どもこれの産業經濟の新五ヵ年計画を定めて発表をいたしております。本年度は特殊の事情において三%前後の成長率を見ておりますが、この新五ヵ年計画によりますといふと、大体一五%ないし二十%に近い成長率を予定をいたしております。この防衛費の問題であります。が、私は防衛費を年額どれだけづつふやし行かなきやならぬといふことを、アメリカとの間に話し合いをいたしており、またアメリカに対し、それの義務を負うてゐるといふことはございません。ただ、私どもが国防会議において定めております一応の目標、これはもちろん年々検討すべきものであります。が、それを今実現をしようとして、本年度の分を、年度計画を予算に盛つたわけであります。が、来年度をい

いますが、大体の目標は、すでに御承知のように、これを昨年きめまして発表をいたしております。それを年次計画に基いて実現をしたいと、かように考えております。

減税額につきましては、私は大体来年度の減税についてどの程度にやるか、また、社会保障制度とのにらみ合せにおいてどれだけやるか、また、先ほど申しましたような経済成長率を見て行くというと、年々千億ないし千五百億に近い、やはり自然増収があるのじゃないかということを考えます。千五百億と見ることは少し過重であります。千億を多少こす分があるのじゃないか。これはやはり考えようによつては、一面において税金の取り過ぎじゃないか、そういう自然増収があるということは、という議論が、私は当然出てくると思う。従つて、それのうちの相当部分を減税で国民に返すことには当然やらなければならぬ。同時に、今申しますよんな、国民年金及び国民皆保険という社会保障制度を拡充するにも、これもまた相当の金額を要しますがゆえに、今日自然増収に当るもの全部国民に減税で返すということよりも、私はやはりその一部は少くとも社会保障制度の拡充に充てて行くことが望ましいと、いろいろつもりであります。すなわちその自然増収をどういう割合にするかということにつきましても、なお検討を要すと思いまが、私は大体自然増収の六割ぐらいは減税に充て、あとの四割ぐらいをもつて社会保障制度を拡充して行きました。い、かように考えております。

それから恩給の問題につきましては、先ほど田畠委員その他から御質

問ございまして、お答え申し上げまし

たように、われわれは軍人恩給の問題

に関連しての主要な点は、今回の改正

で大体解決したと、これは言葉をかえて言いますと、問題の重点もしくは重

要

さ

とい

う

も

は

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

○政府委員(今松治郎君) 人事院の機構の問題につきましては、継続審議になつておりまする法案がござります。

あれを政府としては提案しております。今、森中委員の御質問で、私はちょっととわからぬところがありますが、もう一回一つ……。

○森中守義君 こういうことでござりますよ。退職年金が今度新法として成立をしました。さらにまたその他の公務員についても目下研究中である、いろいろお答えが先般行われておるわけです。だから成立した新法にも関係をし、もちろんこれは既定の事実として公務員の改正をせざるを得ません。あるいは目下研究中である公務員に対する退職年金の制度といふ要であるということになれば、これにもまた公務員法の修正が必要になります。だから公務員法の修正が必要であるとか、あるいは規則の改

正であるとか、さらに発展しては存廢等に影響するようなことがあるのかな

いのか、こういうことをお尋ねしておるわけであります。

○政府委員(今松治郎君) 人事院の関係の点については、他の政府委員から御答弁させますが、今回の五現業の共済方式による年金制度の法案が出るにつきましては、公務員法の抵触をする部分は、もちろん改正をいたすことになりました。

○森中守義君 答弁が足りませんよ、人事院……。

○政府委員(増子正宏君) 退職年金制

度とその関係の行政機関の問題につきま

まして、私から多少補足的に申し上げますと、今回、法案として御審議を願いました共済組合法による五現業につ

いての退職年金につきましては、格別

に行政機関との関係は生じて参らな

いわけございますが、いわゆる非現業

の国家公務員の退職年金につきましては、現在、御承知のように国家公務

員法にその規定があるわけでございま

す。現在のところにおきましては、先

ほど來の御質問にありましたように、

非現業の公務員の退職年金、いわゆる

国家公務員法上は恩給として規定され

ておりますものを、新しい退職年金制

度に切りかえるということで、現在そ

の内容をいろいろと検討中でございま

す。で、その新しい退職年金と、それ

から人事院その他の行政機関との問題

につきましては、いわゆる退職年金そ

のものの内容との関連におきまして、

今後、最終的な結論を得たいといふ

うに考えておるわけでござります。

○委員長(藤田進君) ちょっと、速記

をとめて。

[速記中止]

○委員長(藤田進君) 速記をつけて。

他に御発言もなければ、これにて本

案の質疑を終局することに御異議ございませんか。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

ただいま委員長の手元に、松岡本市

めます。

○森中守義君 提出者から趣旨説明を願いま

す。

本修正案は、自由民主党と日本社会党の共同提案でございます。「行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案を説明いたします。」

一部を改正する法律案に対する修正案

は、たゞいま松岡市君の提起されました修正案が可決成立することを条件

として賛成いたします。

○千葉信君 私は本法律案に対しまし

て、たゞいま松岡市君の提起されま

した修正案が可決成立することを条件

として賛成いたします。

○委員長(藤田進君) それでは、本修

正案について御質疑のおありの方は御

発言を願います。

お手元に配付してあります通りに修

正せられることとの修正案を提出いたし

ました。ぜひ御賛成を願います。

○委員長(藤田進君) それでは、本修

正案について御質疑のおありの方は御

発言を願います。

別に御発言もなければ、これより原

案及び修正案を括して討論に入ります。

○委員長(藤田進君) それでは、本修

正案について御質疑のおありの方は御

発言を願います。

能力等に対しても何らの考慮を加えず、全く行政整理を行うため、行政整理を行なった結果として各省庁に

整理を行なった結果として各省庁に

今後、政府におかれましても、残余の定員外の職員の実態を十分調査把握なさるとして、職務の性質、勤務の実態において、定員法上の職員と何ら差等を設けることのできない職員に対しましては、すみやかに定員法に組み入れられるべきものであると存するのであります。

しかしながら、この常勤労務者にいたしましても、また、非常勤の職員にいたしましても、その勤務の内容や性質が定員法の職員と何ら変わらないから、これは当然定員法に組み入れらるべきものでござりますけれども、一方、わが国の行政機関職員定員の実態を考えてみまするときには、戦後、非常に行政機構が複雑化し、膨大化している関係で、国民の負担もますます増高の一途をたどつておる状態であります。このわが国の膨大、複雑化いたしました行政機構を合理的に極力簡素化いたしまして、その能率化をはかりました。このものが国民負担の軽減の実をあげるといふことは、国民多数の年来熱望するところでありますから、非常にむずかしい事柄であつて、歴代内閣が手をつけて、しかもその実効をあげ得なかつたことではありますけれども、現内閣が抜本的な行政機構改革の立案にいたしまして、その能率化をはかりました。この案を提案されるような準備を、今から直ちに着手されることを私は強く要望いたしまして、この案に賛成をするものであります。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

まず、松岡君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よつて、松岡君提出の修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 全会一致と認めます。よつて、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、全会一致をもつて、修正すべきものと議決せられました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

千葉 借 上原 正吉
八木 幸吉

○委員長(藤田進君) 速記をつけて。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

まず、永岡君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。それでは、これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。それでは、これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 他の御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

まず、永岡君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

りますが、これは本年度予算に計上されおりませんし、また、本法案の内容につきまして、なお種々の見地から検討すべき問題がありますので、政局といたしましては賛成いたしかねる次第でございます。

○委員長(藤田進君) それでは本案について御質疑のおありの方は御発言願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

まず、永岡君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上の理由によりまして、私は本案に反対の意思を表明いたしました。

○委員長(藤田進君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて、青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

行政機関の区分		定員	備考
本府	公正取引委員会	二、三六九人	
国家公安委員会	警察庁	二、二三七人	
国家消防本部	土地調整委員会	一〇九人	うち九九九人は、警察官とする。
一八八人			

業省	農林省	厚生省	文部省	外務省	法務省	経理省
本省	本省	本省	本省	本省	本省	首都圈整備委員会
特許庁	食糧庁	計	計	計	計	内閣
中小企業庁	林野庁	六五、四六五人	六五、八九一人	二一、一五六人	一、六四三人	三、一三七人
計	水産庁	四二六人	四二六人	五〇、三八一人	一〇人	九四一人
一三八人	一三九人	七一、五三七人	七一、六三七人	四四、五五六人	一人	一、六〇一人
一三九人	一三九人	一、八八一人	一、八八一人	一、八八一人	員とする	うち一〇、五〇、五〇人
一三九人	一三九人	二一、一五六人	二一、一五六人	二一、一五六人	一人	うち一〇、五〇人
一三九人	一三九人	四四、六五二人	四四、六五二人	四四、六五二人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	六五、八九一人	六五、八九一人	六五、八九一人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	二六、三三七人	二六、三三七人	二六、三三七人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	二七、二七二人	二七、二七二人	二七、二七二人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	二六、二四八人	二六、二四八人	二六、二四八人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	一、四九一人	一、四九一人	一、四九一人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	八一、三四八人	八一、三四八人	八一、三四八人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	一二、〇一二人	一二、〇一二人	一二、〇一二人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	九四四人	九四四人	九四四人	員とする	うち六三、八七
一三九人	一三九人	一七四人	一七四人	一七四人	員とする	うち六三、八七

昭和三十三年四月二十六日印刷

昭和三十三年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局